

令和 2 年松前町教育委員会規則第 1 号

松前町公立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和 2 年 1 月 22 日

松前町教育委員会教育長 本 馬 毅

松前町公立学校管理規則の一部を改正する規則

松前町公立学校管理規則（平成16年松前町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（共同処理）</p> <p>第28条の 2 学校における事務の効率化及び適正化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校に係る事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の 4 第 1 項に規定する事務に限る。以下「共同処理事務」という。）を共同処理する。</p> <p>（共同学校事務室）</p> <p>第28条の 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の 4 第 1 項の規定に基づき、共同処理事務を共同処理するため、松前町立松前中学校に共同学校事務室を置く。</p>	<p>（共同処理）</p> <p>第28条の 2 学校における事務の効率化及び適正化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校に係る事務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の 5 第 1 項に規定する事務に限る。以下「共同処理事務」という。）を共同処理する。</p> <p>（共同学校事務室）</p> <p>第28条の 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の 5 第 1 項の規定に基づき、共同処理事務を共同処理するため、松前町立松前中学校に共同学校事務室を置く。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。